

「人」に寄り添い、ともに未来へ！



佛教大学 学生支援センター

STUDENT SUPPORT CENTER

～障害学生修学支援～



学生支援センターとは？

佛教大学は、障害の有無にかかわらず、誰もが学びやすい開かれた大学を目指しています。

学生支援センターでは、障害・病気等の理由により修学上の支援が必要な学生の相談に応じ、必要な支援を提供できるよう学部・研究科と協働して調整しています。

学生支援センター

- 合理的配慮に関する相談・調整
- 修学に必要な配慮、支援相談
- 学生サポーターの育成・配置
《センター教員・コーディネーター》

なんでも相談窓口

- 履修全般、修学のこと
- 対人関係、生活のこと
- 各種トラブルなど
《学生支援課》

学生相談センター

- こころの悩み、不安の相談
- 自分のことを考えたい
- 友人関係がうまくいかない
《学生相談窓口相談員
(臨床心理士・公認心理師)》

健康管理センター

- 生活習慣等に関する相談
- 健康相談、健康診断
《医師・看護師》

入学前相談

《入学課》

人権教育センター

- ハラスメントに関わること
- 人権啓発活動
《ハラスメント相談員》

※決定した配慮内容等にも不服・申し立てがある場合は、個々の事案に応じて、学内の第三者機関をご紹介します。

相談

入学前の方
保護者

学部教員

・各学部に1名~数名、
各学生支援担当教員を配置

色々な
相談窓口が
あるよ！

学生サポーター募集中！

- ノートテイク・ガイドヘルプ・移動補助・授業資料準備など、障害状況に応じて「学生サポーター」としてサポートをしていただきます。
- 「スチューデントジョブ」制度として学内アルバイト(有償ボランティア)の扱いとなります。事前にナジック(株式会社学生情報センター)への登録が必要です。
- 勉強会に参加したり、実際に体験したうえで、安心してサポートを担当できます。

※詳しくは、学生支援センターまでお問い合わせください。☎



合理的配慮を申請する

- 合理的配慮とは障害等のある学生が公平に教育を受けられるために行う必要かつ適切な調整・変更のことです。
- 学生本人からの申請に基づき、対話の上、個別具体的に決定していきます。
- 在学期間中いつでもご相談ください。

1 STEP 1 : 相 談

必要に応じて、保護者・支援者のサポートを伴う
ご相談も可能です。

2 STEP 2 : 申 請

原則根拠資料（例：障害者手帳・診断書・発達検査の結果等）の提出が必要です。

3 STEP 3 : 対 話

4 STEP 4 : 決 定

決定された配慮事項を大学内の正式な文書として各授業担当教員へ配付します。

5 STEP 5 : 評価・見直し

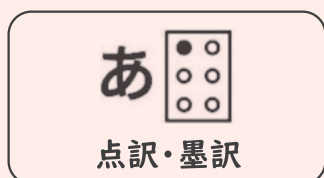
合理的配慮例

◆情報の取得に関して …ニーズに合った情報保障の提供



など

◆資料の読み取りに関して …ニーズに合った形式での資料提供



◆学習に関わる活動について



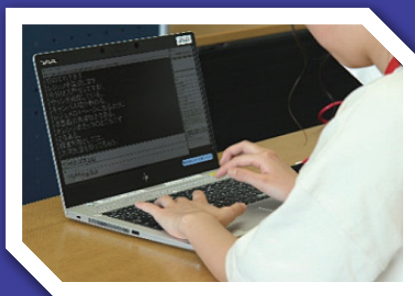
◆学内の移動に関して



※この他、機器やロッカーの貸与等、障害のある学生の相談に応じて支援を行っています。

*新入生の皆さま

合理的配慮の申請をご検討の場合は合格決定後、すみやかに学生支援センターにご相談ください。



気軽に
相談してね！



アクセス・お問合せ

場所

佛教大学
学生支援センター



佛教大学学生支援センター
(紫野キャンパス 1号館 2階
学生支援課内)

アクセス

地下鉄「北大路駅」より市バスで10分
市バス「佛教大学前」下車すぐ
市バス「千本北大路」下車徒歩3分

開室時間

月曜日～金曜日(土日祝除く)
9:00～17:00(13:00～14:00閉室)

TEL

(075) 493-9057

MAIL

sss@bukkyo-u.ac.jp



HP

<https://www.bukkyo-u.ac.jp/campuslife/support/disability/>

